

第102期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始時間午前9時）

場所

東京都港区東新橋 1-6-3
ザ ロイヤルパークホテル
アイコニック 東京汐留 25階

末尾の会場ご案内図をご参照ください。
本社移転により、開催場所が前回と異なりますので、
お間違えないようご注意ください。

決議 事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議決権の行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。

なお、本総会における株主様の安全確保及び感染予防の対応として、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒薬の設置、検温の実施、運営スタッフのマスク着用、その他必要な措置等を講じる場合がございますので、ご協力の程、お願い申し上げます。

本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aizawa-group.jp>) に掲載させていただきます。

本年においても株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

目次

- 1 招集ご通知
- 4 株主総会参考書類
- 16 事業報告
- 34 連結計算書類等
- 39 計算書類等
- 47 ふれあい通信
トップメッセージ
中期経営計画
TOPICS
グループ拠点

(証券コード8708)
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番1号
アイザワ証券グループ株式会社
代表取締役社長 藍 澤 卓 弥

第102期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**株主様には可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。**併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力の程お願い申し上げます。

書面またはインターネット等による議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従い2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始時間午前9時）

2 場 所 東京都港区東新橋1-6-3
ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留 25階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。本社移転により開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

**※本年においても株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。**

3 目的事項

報告事項 1. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

- 法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aizawa-group.jp/ir/library/general_meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には、記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 ②連結計算書類の連結注記表 ③計算書類の個別注記表
したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査報告書、監査報告書における監査の対象の一部であります。

- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aizawa-group.jp/ir/library/general_meeting.html）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都港区東新橋1-6-3
ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留 25階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。本社移転により開催場所が前回と異なりますのでお間違えのないようご注意ください。)

株主総会にご出席いただけない場合

▶書面にて行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）
午後5時到着分まで

詳しくは3頁をご参照ください。

▶インターネットにて行使いただく場合



議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>
にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）
午後5時入力分まで

詳しくは3頁をご参照ください。

- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。



行使期限 2022年6月23日(木曜日)午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下図のように切り取ってご投函ください。なお、議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

議決権行使書のご記入方法

●こちらに各議案の賛否をご記入ください。

[illegible]

(イメージ)

こちらを切り取ってご投函ください

第1号
議案

賛成の場合：「賛」に○印
反対の場合：「否」に○印

第2号
議案

全員賛成の場合：「賛」に○印
全員反対の場合：「否」に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を
ご記入ください。

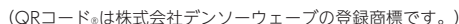


行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時入力分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

2 ログインする

[illegible]

「次へすすむ」をクリックしてください。

*** ログイン ***

- 課外利用便コードを入力。【ログイン】ボタンをクリックしないでください。
- 課外利用便コードは10分間有効です。

課外利用便コードは10分間有効です。この通知を受け取った後、必ず登録の場合、
 10分間、通知と電子メール本文に反映されています。

認証コードを入力

ログイン 閉じる

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

- ## ■ パスワードの取り扱いについて

株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申し上げます。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるためこれを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- ② 役員等に関する責任免除に係る条文について、株懇モデルに準じた表記に整備するものであります。なお、取締役の責任免除に係る条文の変更について、各監査等委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

定款変更の内容 (下線部分が変更箇所)	
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<略>	<略>
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
<新設>	(電子提供措置等) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<略>	<略>

(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、<u>当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> <略> (会計監査人の責任免除) 第38条 当社は、会計監査人との間で、<u>当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> <略> 附則 <新設>	(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> <略> (会計監査人の責任免除) 第38条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> <略> 附則 (電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--	--

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化及び今後の事業拡大のため1名増員して取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位及び担当	当事業年度における 取締役会への出席状況
1 再任	あいざわ たく や 藍澤 卓弥	代表取締役社長 兼 社長執行役員CEO 監査部担当	100% (17回/17回)
2 再任	おお いし あつし 大石 敦	取締役 兼 専務執行役員CMO	100% (17回/17回)
3 再任	にい じま なお い 女性 新島 直以	取締役 兼 常務執行役員CCO	100% (17回/17回)
4 再任	ま し ば かず ひろ 真柴 一裕	取締役 兼 常務執行役員CFO	100% (17回/17回)
5 新任	しら き しん い ち ろ う 白木信一郎		-
6 再任	とく お か く に み 社外 独立 徳岡 國見	取締役	94% (16回/17回)
7 新任	ます い き い ち ろ う 社外 独立 増井喜一郎		-

1

あい ざわ たく や
藍澤 卓弥

再任

1974年9月5日生

●当事業年度における
取締役会への出席状況

所有する当社株式の数 1,387,508株 100% (17回/17回)



● 略歴、地位

1997年10月	株式会社野村総合研究所 入社	2018年6月	JAPAN SECURITIES INC. (現Japan Securities Co., Ltd.) DIRECTOR
2005年7月	当社 入社	2018年7月	代表取締役社長
2010年3月	理事 企画部専門部長	2018年10月	代表取締役社長 COO 兼 CHO
2012年6月	取締役	2019年6月	代表取締役社長 CEO 兼 CHO
2013年5月	八幡証券株式会社 (現 当社) 取締役	2020年4月	代表取締役社長 兼 社長執行役員
2014年6月	専務取締役 管理本部長	2021年4月	アイザワ証券分割準備株式会社 (現アイザワ証券株式会社) 代表取締役社長
2014年6月	アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役 (現職)	2021年10月	アイザワ証券株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 (現職)
2016年6月	代表取締役専務 管理本部長	2021年10月	代表取締役社長 兼 社長執行役員CEO (現職)
2017年3月	日本アジア証券株式会社 (現 当社) 代表取締役社長		
2017年3月	取締役		

● 当社における担当

監査部担当

● 重要な兼職の状況

アイザワ証券株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員
アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

藍澤卓弥氏は、代表取締役社長兼社長執行役員CEOとして、当社のグループ経営を担っており、中期経営計画に基づき、資産形成ビジネスの確立に向け事業を牽引しております。また、金融関連のシステムエンジニア業務に携わり金融関連システムに関する高い知識を有するほか、当社入社以来、主に商品企画・経営企画・IR等の業務及び子会社の経営に携わり、金融商品取引業並びに経営全般に関する高い知見を有していることから、当社の中長期的な企業価値の向上に向け適切な人材として、引き続き、取締役候補者としております。

2 おお いし あつし 大石 敦

再任

1967年12月10日生

**●当事業年度における
取締役会への出席状況**

所有する当社株式の数 37,500株 100% (17回/17回)

**● 略歴、地位**

1990年 4 月	当社 入社	2017年 4 月	常務取締役 営業本部長 兼 中国営業本部長
2005年 7 月	投資銀行部長	2019年 5 月	常務取締役 CMO
2005年 7 月	アイザワ・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長	2020年 1 月	常務取締役 CMO 兼 引受部長
2006年 7 月	投資銀行第一部長	2020年 4 月	取締役 兼 常務執行役員
2009年 6 月	執行役員 企画部長	2021年 4 月	取締役 兼 専務執行役員
2009年 6 月	アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役 (現職)	2021年 4 月	アイザワ証券分割準備株式会社 (現アイザワ証券株式会社) 取締役
2013年 5 月	八幡証券株式会社 (現 当社) 取締役	2021年 4 月	ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役 (現職)
2013年 6 月	執行役員 事業戦略本部長 兼 企画部長	2021年10月	アイザワ証券株式会社 取締役 兼 専務執行役員 (現職)
2014年 6 月	取締役 事業戦略本部長 兼 企画部長	2021年10月	取締役 兼 専務執行役員CMO (現職)
2017年 3 月	日本アジア証券株式会社 (現 当社) 取締役		

● 重要な兼職の状況

アイザワ証券株式会社 取締役 兼 専務執行役員
ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役
アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

大石敦氏は、取締役兼専務執行役員CMOとして、ストック商品販売を拡充し安定収益の確保から当社の資産形成ビジネスを推進しており、当社の企業価値の向上に貢献しております。また、当社及び子会社においてリテール営業、投資銀行業務、営業企画、経営企画等の業務及び子会社等の経営に携わり、経営全般における豊富な経験・実績・知見を有しており、かかる実績を踏まえ、引き続き、取締役候補者としております。

3 にい じま なお い
新島 直以

女性

再任

1960年7月6日生

●当事業年度における
取締役会への出席状況

所有する当社株式の数 31,700株 100% (17回/17回)



● 略歴、地位

1989年 2 月	当社 入社	2018年 3 月	取締役 コンプライアンス本部長 兼 営業管理部長
2000年 8 月	経営企画部 経営企画課長	2018年 7 月	取締役 コンプライアンス本部長
2007年 6 月	企画第一部長	2020年 4 月	取締役 兼 常務執行役員
2011年 8 月	理事 管理本部副本部長 兼 総務人事部長	2021年 2 月	あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役 (現職)
2014年 6 月	執行役員 管理本部副本部長 兼 総務人事部長	2021年 4 月	アイザワ証券分割準備株式会社 (現アイザワ証券株式会社) 取締役
2015年 6 月	アイザワ・インベストメンツ株式会社 監査役 (現職)	2021年 4 月	ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役 (現職)
2017年 3 月	執行役員 管理本部長	2021年10月	アイザワ証券株式会社 取締役 兼 常務執行役員 (現職)
2017年 3 月	日本アジア証券株式会社 (現 当社) 監査役	2021年10月	取締役 兼 常務執行役員CCO (現職)
2017年 4 月	執行役員 コンプライアンス本部長		
2017年 6 月	取締役 コンプライアンス本部長		

● 重要な兼職の状況

アイザワ証券株式会社 取締役 兼 常務執行役員
ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役
アイザワ・インベストメンツ株式会社 監査役
あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

新島直以氏は、取締役兼常務執行役員CCOとして、資産形成ビジネスの確立に向け、コンプライアンス体制の徹底と強化を図るだけでなく、リスク管理に関する豊富な経験や高い見識を有しており、当社の企業価値向上に貢献しております。また、経営企画業務に携わった後、総務人事部長、管理本部長、コンプライアンス本部長を務め、金融商品取引業及び経営全般における豊富な経験・実績を有するとともに、女性の視点による多様な議論が当社の企業価値向上に資することから、引き続き、取締役候補者としております。

4

ま しば かず ひろ
真柴 一裕

再任

1966年4月29日生

●当事業年度における
取締役会への出席状況

所有する当社株式の数 27,600株 100% (17回/17回)



● 略歴、地位

1990年4月	内藤証券株式会社 入社	2018年6月	取締役 管理本部長
2001年4月	当社 入社	2019年5月	取締役 CFO
2005年7月	アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役	2019年5月	JAPAN SECURITIES INC. (現Japan Securities Co., Ltd.) DIRECTOR
2011年6月	同社 代表取締役社長 (現職)	2020年4月	取締役 兼 上席執行役員
2011年10月	経理部長	2020年6月	あすかアセットマネジメント株式会社 (現あいざわアセットマネジメント株式会社) 取締役 (現職)
2013年5月	八幡証券株式会社 (現 当社) 監査役	2021年4月	取締役 兼 常務執行役員
2016年6月	執行役員 経理部長	2021年4月	アイザワ証券分割準備株式会社 (現アイザワ証券株式会社) 取締役
2017年3月	日本アジア証券株式会社 (現 当社) 監査役	2021年10月	アイザワ証券株式会社 取締役 兼 常務執行役員 (現職)
2017年4月	上席執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長	2021年10月	取締役 兼 常務執行役員CFO (現職)
2018年3月	上席執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 兼 業務統括部長		

● 重要な兼職の状況

アイザワ証券株式会社 取締役 兼 常務執行役員
アイザワ・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長
あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

真柴一裕氏は、取締役兼常務執行役員CFOとして、IR、情報開示、経理・財務担当の立場から積極的に意見・提言等を行っており、当社の企業価値の向上に貢献しております。また、経理部長、管理本部長を務め、当社及び子会社において投資銀行業務、経営企画等の業務及び子会社等の経営に携わり、経営全般における豊富な経験・実績・知見を有しており、かかる実績を踏まえ、引き続き、取締役候補者としております。

5

しら き しん いち ろう
白木信一郎

新任

1970年7月16日生

所有する当社株式の数

— 株



● 略歴、地位

1993年 4 月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱 U F J 銀行） 入行	2015年 6 月	あけぼの投資顧問株式会社（現あいざわアセットマネジメント株式会社） 代表取締役社長
2007年 6 月	マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社（現 PayPay アセットマネジメント株式会社） 取締役	2019年 6 月	当社 社外取締役
2009年 2 月	同社 取締役会長	2020年 6 月	あすかアセットマネジメント株式会社（現あいざわアセットマネジメント株式会社） 取締役
2011年 2 月	同社 代表取締役社長	2020年 8 月	The Alternative Investment Management Association APAC Limited 日本支部代表（現職）
2013年 4 月	アストマックス投信投資顧問株式会社（現 PayPay アセットマネジメント株式会社） 取締役 運用・営業部門担当	2021年 2 月	あいざわアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現職）

● 重要な兼職の状況

あいざわアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
The Alternative Investment Management Association APAC Limited 日本支部代表

取締役候補者とした理由

白木信一郎氏は、当社子会社であるあいざわアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長として子会社の経営に携わり、当社グループの運用事業を牽引するなど当社の企業価値の向上に貢献しております。また長年にわたり投資運用業界に従事し、運用会社の経営者も務めるなど、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有し、経営に携わっていることから、取締役候補者としております。

6 徳岡 國見

1951年11月27日生

所有する当社株式の数

一 株

再任

社外

独立

●当事業年度における 取締役会への出席状況

94% (16回/17回)



● 略歴、地位

1976年 4 月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2007年 4 月	同社 常務執行役員 グローバル投資銀行部門長
1987年 5 月	ロンドン興銀 (出向) Associate Director	2008年 9 月	株式会社あおぞら銀行 専務執行役員
1993年 7 月	興銀証券株式会社 (現みずほ証券株式会社) 債券営業第一部長	2009年 6 月	同社 代表取締役副社長
1999年 6 月	同社 執行役員	2016年 6 月	当社 社外取締役 (現職)
2000年10月	みずほ証券 常務執行役員 市場営業グループ長	2017年 7 月	株式会社エスネットワークス 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

徳岡國見氏は、興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）常務執行役員、株式会社あおぞら銀行代表取締役副社長を務めるなど、長きにわたり金融機関に在籍し、経営に携わっております。当社においても取締役会等で経営全般の観点から積極的にご発言いただき議論をリードしていただくとともに、指名報酬諮問委員会の委員として当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定、また、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有し、当社の経営に的確な助言をいただくなど社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。

7 増井喜一郎

新任

社外

独立

1950年7月16日生

所有する当社株式の数

— 株



● 略歴、地位

1973年 4 月	大蔵省入省	2015年11月	公益財団法人日本中小企業福祉事業財団 評議員（現職）
1998年 7 月	大蔵省 東海財務局長	2016年 6 月	株式会社日本格付研究所 社外取締役（現職）
2000年 6 月	大蔵省 近畿財務局長	2017年 6 月	公益財団法人金融情報システムセンター 監事（現職）
2003年 7 月	金融庁 総務企画局長	2017年 6 月	平和不動産株式会社 社外取締役（現職）
2005年 9 月	日本証券業協会 専務理事	2017年 6 月	損害保険料率算出機構 理事（現職）
2006年 5 月	日本証券業協会 副会長・専務理事	2018年 6 月	公益財団法人がん研究会 監事（現職）
2008年 7 月	日本証券業協会 副会長		
2012年 6 月	株式会社東京証券会館 取締役		
2013年 7 月	日本投資者保護基金 理事長		
2014年 6 月	公益財団法人日本証券経済研究所 理事長（現職）		

● 重要な兼職の状況

公益財団法人日本証券経済研究所 理事長
公益財団法人日本中小企業福祉事業財団 評議員
株式会社日本格付研究所 社外取締役
公益財団法人金融情報システムセンター 監事
平和不動産株式会社 社外取締役
損害保険料率算出機構 理事
公益財団法人がん研究会 監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

増井喜一郎氏は、大蔵省東海財務局長、同近畿財務局長、金融庁総務企画局長、日本証券業協会専務理事、副会長を歴任し、公益財団法人日本証券経済研究所の理事長を務めており、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有しております。

このことから、同氏を社外取締役として職務を適切に遂行いただき、当社の企業価値向上に資することができると判断して社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者である白木信一郎氏が代表取締役社長を務める当社子会社あいざわアセットマネジメント株式会社は、当社子会社Ariake Secondary Fund II LPのインベスタマネージャーを務めております。
3. 社外取締役候補者の徳岡國見氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また増井喜一郎氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、徳岡國見氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・当該責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- なお、徳岡國見氏が社外取締役としての選任が承認された場合には、徳岡國見氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定です。また、増井喜一郎氏が社外取締役としての選任が承認された場合には、増井喜一郎氏との間で当該責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者7氏は、その選任が承認された場合、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス

(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

当社の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	企業経営	証券	投資運用	財務会計	ITシステム	人事人材開発	法務 コンプライアンス
藍澤卓弥	代表取締役社長 社長執行役員	○	○			○	○	
大石敦	取締役 専務執行役員	○	○	○		○		
新島直以	取締役 常務執行役員	○	○				○	○
真柴一裕	取締役 常務執行役員	○	○	○	○	○	○	
白木信一郎	取締役	○		○	○			
徳岡國見	社外取締役	○	○	○	○			
増井喜一郎	社外取締役		○					○
山本聡	社外取締役 (監査等委員)	○		○	○			
花房幸範	社外取締役 (監査等委員)			○	○			
佐藤光太郎	取締役 (監査等委員)		○	○				

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

① 一般的概況

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）において、ロシアウクライナ問題が最大の懸念材料となりました。インフレ、配送コスト高などが、企業が収益本格回復を目指すうえで重しとなっています。

国内株式市場では、2021年の日経平均株価は企業の業績は堅調に推移する中、コロナ変異株の出現や自動車産業を中心に半導体不足の影響により上値が重い展開が続いています。2022年に入ると原油など資源価格の上昇やロシアによるウクライナ侵攻により3月9日には昨年来安値となる24,681.74円をつけましたが、堅調な企業業績は円安ドル高が好感されて3月末の日経平均は27,821.43円で終えています。

米国では、FRBの金融政策、インフレの加速、ロシア問題と、不安要素が重なりました。経済分野で特に問題視されているのが、インフレの加速で、3月に発表された2月のCPIは約40年ぶりのインフレ状況となっており、景気の重しとなっています。

アジア株式市場は、欧米先進国に比べてインフレ率が比較的低く、コロナ禍後の景気回復期待も高まっているため、東南アジア諸国を中心に株価が堅調に推移しました。その中で特に好調だったのはインドネシアで、資源価格の上昇や銀行貸出の増加を背景に主要指数であるジャカルタ総合指数は堅調に推移しました。また、ベトナムの主要指数であるVN指数は高値圏でほぼ横ばいに推移したものの、ウィズコロナ政策で国内景気が持ち直しており、輸出や製造業を中心に好調な企業業績が目立っています。

一方、中国本土と香港市場は、ロシア制裁を巡る米中間の政治リスクが高まり、3月から新型コロナウイルスの国内感染が広がったことで、上海総合指数と香港ハンセン指数は下落しました。中国政府は3月の全人代で経済の安定を最優先する姿勢を見せており、今後金融緩和や財政効果が経済全体に浸透すれば株式市場も安定を取り戻すことが予想されます。

このような状況のもと、当社グループは「より多くの人に証券投資を通じより豊かな生活を提供する」という経営理念の下、資産形成を通じて、資産形成層の方々を生活の不安から解放し、希望にあふれるこの国の未来を彼らが創造するための後押しをすることをミッションとしています。

持株会社体制に移行した当社グループは、祖業である金融商品取引事業（証券事業）を中心とし、上場株式の他、ベンチャーキャピタル、パイアウト、プライベートデット等のファンドや不動産に対し投資を行う投資事業、機関投資家向けにヘッジファンドやセカンダリーファンド等のオルタナティブ運用商品を提供し、新たな収益基盤の構築を進める運用事業、外部人材の獲得並びに社員の働き方の多様化を進める金融商品仲介事業、ベトナムにおける唯一の日系証券会社として、注文の取次ぎ、現地情報発信を行うベトナム証券事業を展開しております。

収束しないコロナ禍において当社グループでは、引き続き、在宅勤務やテレワーク、時差出勤等の感染予防対策を継続し、オンライン会議や室内換気の徹底など、感染拡大防止に努めております。

アイザワ証券では、2月に包括的業務提携先である西京銀行と4店舗目の銀証共同店舗・山口支店（旧山口コンサルティングプラザ）を開設いたしました。山口エリアのお客様に「銀証共同店舗」ならではの預金や株式投資等の複合サービスを提供し、多くのお客様からご好評をいただくとともに地域経済の活性化に取り組んで

おります。

商品サービスではアジア株式の取引拡充に伴い、上海・香港ストックコネクトと直結した取引システムを構築しました。これにより「上海A株」ではインターネット取引画面から発注が可能となると同時に、約定返送時間の短縮やお客様の手数料負担が軽減され、お客様にとって格段に利便性が向上されます。なお、当社では、お客様によりよい投資環境を提供するため、香港・上海・深圳・台湾・韓国・シンガポール・タイ・マレーシア・インドネシア・ベトナム・フィリピン各市場において、お客様に国内株感覚のリアルタイム取引を提供しております。

また、今期より注力していますIFAビジネスにおいては、契約IFA業者数44社、預り資産791億円、15,898口座（2022年3月末時点）まで伸ばし、プラットフォームビジネスの構築を進めています。当社グループが推し進める資産形成ビジネスの一翼を担っております。

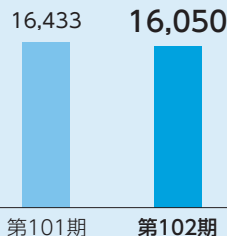
なお、昨年3月より実施してきました自己株式取得（取得総数：150万株）は2022年1月14日に終了し、本年2月からは新たな自己株式取得（取得総数：100万株、予定期間：2022年2月～2023年1月）を開始しております。

これからも当社グループは、持株会社体制によりグループ各社がそれぞれの強みを発揮し、連携した活動により金融総合サービスグループへ邁進してまいります。

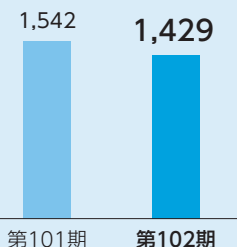
以上の結果、営業収益は160億50百万円（前年度比2.3%減）、営業損失は5億33百万円、経常利益は14億29百万円（同7.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億1百万円（同36.1%減）となりました。当連結会計年度における業績の内訳は次のとおりです。

（ご参考）

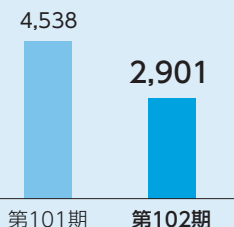
■ 営業収益（単位：百万円）



■ 経常利益（単位：百万円）



■ 親会社株主に帰属する
当期純利益（単位：百万円）



受入手数料

当連結会計年度の受入手数料は、101億76百万円(同2.2%減)となりました。科目別の概況は以下のとおりです。

イ 委託手数料

委託手数料は外国株式委託取引の減少により、55億71百万円(同29.2%減)となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、国内株式の引受額の増加により25百万円(同415.5%増)となりました。

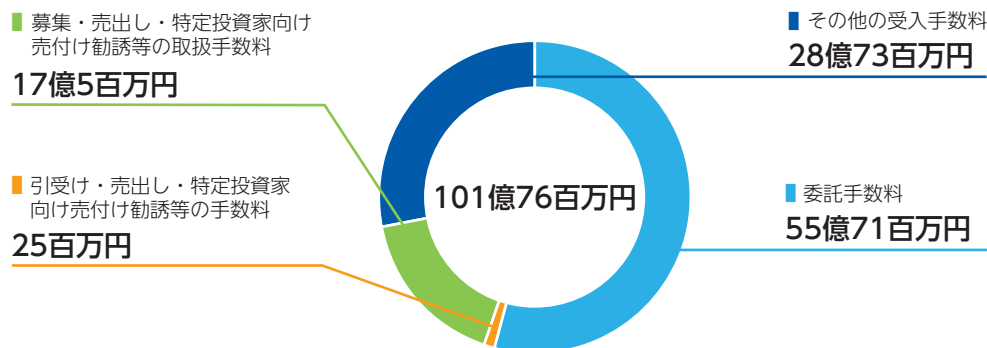
ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、投資信託の販売の増加により17億5百万円(同106.6%増)となりました。

ニ その他の受入手数料

その他の受入手数料は、ファンドラップ取扱いの好調に伴う投資顧問報酬の増加により、28億73百万円(同68.9%増)となりました。

(ご参考)



トレーディング損益

当連結会計年度のトレーディング損益は、47億51百万円(同14.4%減)となりました。科目別の概況は以下のとおりです。

イ 株券

外国株国内店頭取引売買代金の減少により、40億31百万円(同13.2%減)となりました。

ロ 債券

外国債券の取扱いの減少により、1億1百万円(同61.0%減)となりました。

ハ その他

外国為替取引から生じる損益の減少等により、6億17百万円(同4.3%減)となりました。

金融収支

金融収益は信用取引収益の増加等により4億21百万円(同3.4%増)、金融費用は信用取引費用の減少等により86百万円(同5.2%減)となりました。これにより、金融収支は3億35百万円(同5.8%増)となりました。

その他の営業収益・その他の営業費用

その他の営業収益は営業投資有価証券売上高及び不動産賃貸収入の増加等により7億1百万円(同850.7%増)となりました。

その他の営業費用は営業投資有価証券売上原価及び不動産売上原価の増加等により3億45百万円となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、不動産関係費及び事務費の増加等により、161億53百万円(同5.0%増)となりました。

営業外損益

営業外収益は受取配当金14億90百万円、収益分配金4億63百万円等により20億58百万円となりました。営業外費用は投資事業組合運用損69百万円等により95百万円となりました。これにより営業外損益は19億62百万円の利益となりました。

特別損益

特別利益は投資有価証券売却益33億66百万円等により33億67百万円となりました。特別損失は固定資産売却損69百万円、投資有価証券売却損53百万円等により1億23百万円となりました。これにより特別損益は32億43百万円の利益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は21億11百万円であり、主な内容は、賃貸不動産の取得費用15億71百万円及び、当社グループの店舗移転費用2億74百万円であります。なお、賃貸不動産の取得に伴い、金融機関より22億30百万円の借入を行っております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループにおける賃貸不動産取得のため、長期借入金22億30百万円を調達しております。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第99期 (2019年3月期)	第100期 (2020年3月期)	第101期 (2021年3月期)	第102期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
営業収益 (うち受入手数料)	12,701 (7,523)	14,188 (7,342)	16,433 (10,401)	16,050 (10,176)
経常利益または経常損失 (△)	△1,059	1,521	1,542	1,429
親会社株主に帰属する 当期純利益	246	940	4,538	2,901
1株当たり当期純利益	5円71銭	22円3銭	111円9銭	73円85銭
純資産	53,626	50,141	58,346	58,029
総資産	85,913	85,134	107,127	104,723

② 当社（単体）の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第99期 (2019年3月期)	第100期 (2020年3月期)	第101期 (2021年3月期)	第102期 (当事業年度) (2022年3月期)
営業収益	11,484	14,171	16,152	8,018
(うち受入手数料)	(7,030)	(7,342)	(10,194)	(4,886)
経常利益または経常損失 (△)	△1,285	1,474	1,576	1,129
当期純利益	425	922	4,534	2,293
1株当たり当期純利益	9円85銭	21円60銭	111円0銭	58円37銭
純資産	53,047	49,825	57,092	48,488
総資産	85,246	84,870	105,682	52,184

(注) 2021年10月1日付で会社分割により、証券事業を当社の連結子会社であるアイザワ証券株式会社に承継しております。
これにより、当事業年度の財産及び損益について、前事業年度と比較し、大きく変動しております。

3. 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

名 称	資本金	当社の出資 比率	主要な事業内容
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	100%	第一種金融商品取引業 投資助言・代理業 投資運用業
アイザワ・インベストメンツ株式会社	100百万円	100%	投資事業 投資事業組合財産の運用及び管理 不動産関連事業
あいざわアセットマネジメント株式会社	95百万円	85%	第二種金融商品取引業 投資助言・代理業 投資運用業
アイザワ4号投資事業有限責任組合	700百万円	100%	投資事業有限責任組合
Ariake Secondary Fund II LP	34.53百万ドル	41.2%	投資ファンド

4. 対処すべき課題

① 徹底的なお客様目線

お客様の最善の利益の追求からお客様への重要な情報のわかりやすい提供、お客様の各種手続きのデジタル化や簡素化の推進、地域特性に合ったお客様が来店しやすい店舗づくり、お客様に合ったサービスの展開や商品開発等、従来の常識・慣習・やり方にとらわれることなく、経営資源配分や業務プロセス等を全て見直して、徹底的なお客様目線に切り替えてまいります。そして、全役職員が「お客様のために」という意識を持ち続ける企業風土にまで昇華させることを目指してまいります。

② ブローカレッジビジネスから資産形成ビジネスへ

当社グループはブローカレッジビジネスから資産形成ビジネスへのシフトを掲げ、投資信託や投資一任運用サービス（ラップ）等のストック商品の販売を強化してまいりました。資産形成ビジネスへのシフトに向けた取組みをさらに強力に推し進めるため、新サービス・商品の提供や相続・資産承継支援の強化、お客様とのコミュニケーションの充実化等、他社との差別化を図り当社の優位性をアピールして、資産形成ビジネスの確立に向けて取り組んでまいります。

③ プラットフォームビジネスの拡大

昨今、注目されてきているIFA（金融商品仲介業者）に対して、当社グループは2004年から協働し、プラットフォームビジネスを進めてまいりました。開始当初は株式の販売が主流であったものの、当社グループ独自の取組みである金融機関連携による地域金融機関とのビジネスにより存在感を増しながら、今期は証券系IFAにとどまらず、当社グループ自らがIFA業者（ライフデザインパートナーズ株式会社）となり、さらに保険代理店や一般事業会社とも契約をすすめ、当社グループのプラットフォームビジネスの裾野を広げております。

今後、契約IFAに対する管理体制の強化などコンプライアンス体制の整備を進めつつ、サポートや研修体制を構築し、当社グループと契約するIFAを増やすことで当社グループの認知度向上と信頼の“アイザワ”ブランドを醸成するとともに、当社グループ独自のプラットフォームビジネスの拡大・充実を図ってまいります。

④ グループ連携の強化（総合金融サービスグループ化）

2021年10月より当社グループは、各子会社が営む事業を当社が束ねる持株会社体制に移行いたしました。当社グループの祖業である金融商品取引事業を中心として情報を共有し、営業連携等を図ることでお客様に対してより質の高いサービスを提供することを目指してまいります。また、グループ間における人事交流によって多様な人材の育成を目指すとともに、従業員のキャリア選択の多様化も図ってまいります。

昨今、当社グループはIFAビジネスの強化、新規事業の検討、投資対象の多様化によってリスクも多様化しております。これらのリスクに対応するためにグループ一体となってリスク管理を強化してまいります。

⑤ サステナブルな未来の実現を目指す

当社グループは、サステナビリティへの対応を重要な経営課題として捉えております。サステナビリティ基本方針を定め、気候変動への対応や環境問題をはじめ、地方創生・地域活性化・金融リテラシー教育など地域社会への貢献を重点施策として捉え、成長性のある企業の資金調達や個人の資産形成を支えることで社会に貢献し、サステナブルな未来の実現を目指してまいります。

5. 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称及び住所

アイザワ証券株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番1号
アイザワ・インベストメンツ株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番1号

② 当社及び完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

アイザワ証券株式会社 21,039百万円
アイザワ・インベストメンツ株式会社 17,730百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計

52,184百万円

6. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、金融商品取引事業（証券事業）を中心にしたビジネス展開を図っております。その他の事業では、上場株式の他、ベンチャーキャピタル、バイアウト、プライベートデット等のファンドや不動産に対し投資を行う投資事業、機関投資家向けにヘッジファンドやセカンダリーファンド等のオルタナティブ運用商品を提供し、新たな収益基盤の構築を進める運用事業、外部人材の獲得並びに社員の働き方の多様化を進める金融商品仲介事業、ベトナムにおける唯一の日系証券会社として、注文の取次ぎ、現地情報発信を行うベトナム証券事業などを営んでおります。

7. 主要な営業所等（2022年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 店 東京都港区東新橋一丁目9番1号

① 当連結会計年度の移転

店 舗 名	所 在 地	移転年月日
本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号	2021年8月1日

② 当連結会計年度の新設

店 舗 名	所 在 地	設置年月日
徳山コンサルティングプラザ	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2021年5月6日
千里中央支店	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号	2021年6月7日
本店第二営業部	東京都中央区日本橋一丁目17番10号	2021年9月21日

(注) 当連結会計年度の新設については、その後2021年10月1日付にてアイザワ証券株式会社へ会社分割を実施したことからすべて廃止しております。

③ 当連結会計年度の統廃合

区 分	閉 鎖 店 舗 名	閉鎖年月日
関東地区	本店第二営業部、千住支店、自由が丘支店、調布支店、町田支店、青梅支店、鶴見支店、厚木支店、鎌倉支店、相模原支店、成田支店、水戸支店、蕨コンサルティングプラザ、越谷支店、春日部支店、館林支店	2021年10月1日
中部地区	甲府支店、三島支店、御殿場コンサルティングプラザ、熱海コンサルティングプラザ、下田支店、富士支店、富士宮支店、静岡支店、島田支店、掛川支店、名古屋コンサルティングプラザ	2021年10月1日
近地区畿	大阪支店、千里中央支店、枚方コンサルティングプラザ、藤井寺支店、泉佐野支店、京都支店、生駒支店、五條支店、吉野コンサルティングプラザ、垂水コンサルティングプラザ、芦屋支店、加古川支店	2021年10月1日
中国地区	岡山コンサルティングプラザ、福山支店、広島支店、三次コンサルティングプラザ、東広島コンサルティングプラザ、岩国コンサルティングプラザ、柳井コンサルティングプラザ、徳山コンサルティングプラザ、周南支店、防府コンサルティングプラザ、新下関コンサルティングプラザ、山口コンサルティングプラザ、宇部支店	2021年10月1日
九州地区	宮崎コンサルティングプラザ	2021年10月1日

(注) 当連結会計年度の統廃合についてはすべて、2021年10月1日付にてアイザワ証券株式会社へ会社分割を実施したことにより廃止したものであります。

② 子会社の主要な営業所

アイザワ証券株式会社（東京都、静岡県、大阪府、広島県など52店舗）

アイザワ・インベストメンツ株式会社（東京都）

あいざわアセットマネジメント株式会社（東京都）

アイザワ4号投資事業有限責任組合（東京都）

Ariake Secondary Fund II LP（ケイマン）

8. 使用人の状況

（2022年3月31日現在）

① 企業集団（当社グループ）の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
773名	△11名	42.7歳	14.4年

(注) 上記のほかに、契約社員、歩合外務員及び嘱託128名が在籍しております。

② 当社（単体）の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
63名	△698名	45.3歳	15.0年

(注) 1. 上記のほかに、嘱託等5名が在籍しております。

2. 前事業年度からの使用人数の減少の主な理由は、2021年10月1日付にてアイザワ証券株式会社へ会社分割を実施したことに伴う当該会社への転籍によるものであります。

9. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

当社（グループ）の主要な借入先の状況は下表のとおりです。

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	1,712百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,613
株式会社三井住友銀行	1,193
日本証券金融株式会社（注）	1,165
株式会社三菱UFJ銀行	702
株式会社七十七銀行	650
株式会社清水銀行	360
株式会社りそな銀行	300
東京証券信用組合	100
株式会社山梨中央銀行	100
明治安田生命保険相互会社	50

（注）日本証券金融株式会社の借入額のうち1,115百万円は信用取引借入金であります。

10. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への利益還元にあたり、安定的かつ高水準の利益還元を継続的に行うことに努めます。具体的には、自己株式取得を含めた連結ベースの総還元性向50%以上の還元を行うことを基本方針とします。また、配当は株主資本配当率（D/E）2%程度を上回ることを目標とします。

この方針に基づき、2022年3月期の期末普通配当を1株につき15円といたします。

なお、当期の1株当たりの配当金は、中間配当13円、期末配当15円の合計28円となります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会及び2021年6月25日開催の株主総会の決議に基づき、2021年10月1日付で当社を分割会社とする会社分割を実施し、持株会社体制へ移行いたしました。

詳細は、連結注記表「X. 企業結合等関係」をご確認下さい。

Ⅱ. 株式に関する事項

- 発行可能株式総数 198,000,000株
- 発行済株式の総数 47,525,649株（うち自己株式 8,383,110株）
- 株主数 2,829名
- 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
藍澤不動産株式会社	4,846千株	12.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,022	10.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,498	3.82
藍澤卓弥	1,387	3.54
藍澤基彌	1,359	3.47
鈴木啓子	1,346	3.43
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	1,216	3.10
株式会社みずほ銀行	1,042	2.66
株式会社野村総合研究所	1,000	2.55
三井住友信託銀行株式会社	916	2.34

- (注) 1. 当社は、自己株式8,383,110株を保有しておりますが上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を除いて計算しております。なお、自己株式には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式470千株は含まれておりません。
2. 2020年9月8日付けで、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーより当社株式に係る大量保有報告書が提出されております。当該大量保有報告書において、2020年9月2日現在で同社が5,117千株（株券等保有割合10.77%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記株主には含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月25日開催の第99期定時株主総会、及び2021年6月25日開催の第101期定時株主総会にて、当社の取締役（社外取締役、及び監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役 （社外取締役、及び監査等委員である取締役を除く。）	39,000株	4名

6. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

① 2021年2月26日開催の取締役会決議により取得した自己株式

- ・ 取得した株式の種類及び総数 普通株式 1,500,000株
- ・ 取得価額の総額 1,567,487,600円
- ・ 取得した日 2021年3月1日より2022年1月14日まで（約定ベース）

② 2022年1月28日開催の取締役会決議により取得した自己株式

- ・ 取得対象株式の種類 普通株式
- ・ 取得し得る株式の総数 1,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.7%）
- ・ 株式の取得価額の総額 1,200百万円（上限）
- ・ 取得期間 2022年2月1日から2023年1月31日まで
- ・ 取得方法 東京証券取引所における市場買付

※ 取得した株式の総数及び取得価額（約定ベース）

2022年2月1日～2022年2月28日	88,500株	82,021,700円
2022年3月1日～2022年3月31日	83,000株	70,393,900円
2022年4月1日～2022年4月30日	94,200株	64,947,700円

※ 上記取締役会決議に基づき2022年4月30日

までに取得した自己株式の累計	265,700株	217,363,300円
----------------	----------	--------------

Ⅲ. 新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代表取締役) 社長執行役員CEO	藍 澤 卓 弥	監査部担当 アイザワ証券株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役
取 締 役 専務執行役員CMO	大 石 敦	アイザワ証券株式会社 取締役 兼 専務執行役員 ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役 アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役
取 締 役 常務執行役員CCO	新 島 直 以	アイザワ証券株式会社 取締役 兼 常務執行役員 ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役 アイザワ・インベストメンツ株式会社 監査役 あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役
取 締 役 常務執行役員CFO	真 柴 一 裕	アイザワ証券株式会社 取締役 兼 常務執行役員 アイザワ・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役
取 締 役	高 橋 厚 男	
取 締 役	徳 岡 國 見	
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 本 聡	あいざわアセットマネジメント株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	花 房 幸 範	アカウンティングワークス株式会社 代表取締役 アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) ペプチドリーム株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ギフト 社外取締役 (監査等委員) 八丁堀税理士法人 代表社員
取 締 役 (常勤監査等委員)	佐 藤 光太郎	アイザワ証券株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役高橋厚男氏、取締役徳岡國見氏、取締役山本聡氏及び取締役花房幸範氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、山本聡氏、佐藤光太郎氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役高橋厚男氏、取締役徳岡國見氏、取締役山本聡氏及び取締役花房幸範氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 社外取締役山本聡氏、花房幸範氏及び取締役佐藤光太郎氏は、2021年6月25日開催の第101期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、社外取締役と監査等委員である取締役がその任務を怠り、それにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役と監査等委員である取締役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がないときには、社外取締役と監査等委員である取締役は当社に対し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとし、当社は最低責任限度額を超える部分について、社外取締役と監査等委員である取締役を当然に免責するものであります。

6. 取締役及び監査等委員である取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査等委員である取締役（監査等委員である取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査等委員である取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

7. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。保険料については特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

2. 会社役員の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会にて、取締役の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下のとおり定めており、当該決定方針は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会で決議しております。

（1）基本方針

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定され、当社が設定する経営指標に基づき、職務、業績貢献及び経営状況等に見合った報酬管理を行うことを基本方針としたうえで、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会において、審議、答申し、あらかじめ株主総会で決議された報酬枠の範囲内において取締役会で決定します。その内容は、「基本報酬」「譲渡制限付株式報酬」「業績連動報酬等（賞与）」で構成します。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬は経営に対する独立性、客観性を重視する視点から「基本報酬」のみとしております。また、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・ 指名報酬諮問委員会は、主に報酬水準の設定と業績連動報酬の比率等について定期的に審議を行うほか、役員報酬に関する法制等の環境変化に応じて開催します。

（2）基本報酬

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて総合的に勘案し、指名報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決議します。

(3) 譲渡制限付株式報酬

- ・取締役（社外取締役、及び監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を交付します。
- ・譲渡制限付株式は、原則として、毎年当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の基準額をベースに年間の株式報酬費用発生見込額と翌事業年度以降の業績見通しを勘案し、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、当社普通株式を交付します。その決定にあたっては、指名報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決議します。
- ・譲渡制限期間は、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社または当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。
ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4) 業績連動報酬等（賞与）

- ・事業年度ごとの業績向上への意義を高めること等を目的として、当年度の業績に連動して支給するものがあります。
- ・業績指標については、事業の収益力を高めることを主眼とすることから「営業利益」と「事業基盤拡大に関するKPI」を用います。
- ・営業利益の目標及び事業基盤拡大に関するKPI等に対する達成度合いに応じ、また、全社業績の変動も加味したうえで、支給無し（ゼロ）から原則として定める標準支給額の倍増までの範囲において段階的に変動します。その決定にあたっては、指名報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決議します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・2007年6月26日開催の第87期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額6億円以内（当該総会後取締役6名、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、2019年6月25日開催の第99期定時株主総会において取締役（当該総会後付与対象となる取締役8名、ただし、社外取締役3名を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の総額を、取締役の報酬等の額とは別枠として、年額50百万円以内としてそれぞれ決議いただいております。
- ・2021年6月25日開催の第101期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額4億円以内（うち、社外取締役分は5千万円以内。当該総会後取締役は6名、うち社外取締役は2名。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額1億円以内（当該総会後監査等委員である取締役3名、うち、社外取締役2名。）、また、当該金銭報酬とは別枠で取締役（社外取締役2名、及び監査等委員である取締役3名を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の総額を、年額1億円以内としてそれぞれ決議しております。
- ・監査役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額1億円以内（当該総会後監査役4名。）と決議しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動 報酬等 (賞与)
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	4	166	98	36	31
社外取締役 (監査等委員を除く)	3	17	17	—	—
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	1	8	8	—	—
社外取締役 (監査等委員)	2	13	13	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	4	4	—	—
社外監査役	2	4	4	—	—
合計	14	213	145	36	31

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2007年6月26日開催の第87期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額6億円以内（当該総会後取締役6名、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、2019年6月25日開催の第99期定時株主総会において取締役（当該総会後付与対象となる取締役8名、ただし、社外取締役3名を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の総額を、取締役の報酬等の額とは別枠として、年額50百万円以内としてそれぞれ決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額1億円以内（当該総会後監査役4名。）と決議いただいております。
4. 2021年6月25日開催の第101期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額4億円以内（うち、社外取締役分は5千万円以内。当該総会後取締役は6名、うち社外取締役は2名。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額1億円以内（当該総会後監査等委員である取締役3名、うち、社外取締役2名。）、また、当該金銭報酬とは別枠で取締役（社外取締役2名、及び監査等委員である取締役3名を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の総額を、年額1億円以内としてそれぞれ決議いただいております。
5. 業績連動報酬等（賞与）に係る指標の実績は以下のとおりです。
業績連動報酬実績：営業損失 533百万円（2022年3月期実績）
6. 上記には、2021年6月25日付で任期満了により退任した社外取締役1名、社内監査役2名、社外監査役2名を含んでおります。
7. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 監査等委員である社外取締役の花房幸範氏は、アカウンティングワークス株式会社の代表取締役、アークランドサービスホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、ペプチドリーム株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社ギフトの社外取締役（監査等委員）、八丁堀税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社はアカウンティングワークス株式会社、アークランドサービスホールディングス株式会社、ペプチドリーム株式会社、株式会社ギフト及び八丁堀税理士法人との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況 と 役 割
高 橋 厚 男	当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、主に当業界における豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、経営の透明性や公平性向上、取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定など、当社の適切な経営体制の構築に貢献していただいております。
徳 岡 國 見	当事業年度に開催した取締役会17回のうち16回に出席するとともに、取締役会等で経営全般の観点から積極的に発言を行い、議論をリードしているとともに、指名報酬諮問委員会の委員として当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関与し、また、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験に基づき、当社の経営に的確な助言をいただくなど社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。
山 本 聡	当事業年度に開催した取締役会17回全てに、また、監査役会5回全て、監査等委員会設置後の監査等委員会14回全てに出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、金融に関する高度の専門性及び経営者としての豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っております。
花 房 幸 範	当事業年度に開催した取締役会17回全てに、また、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員会14回全てに出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、公認会計士としての高い知見、及び上場企業における豊富な社外役員経験や企業経営者としての経験など、専門的な知識・経験等、高い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定、当社の経営に的確な助言をいただくなど社外取締役として職務を適切に遂行していただいております。

V. 会計監査人に関する状況

- 1. 名称 有限責任 あずさ監査法人
- 2. 報酬等の額

	支 払 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に対して支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び当社子会社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理に関する保証業務についての対価が含まれております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現金・預金	19,126
預託金	23,419
顧客分別金信託	23,418
その他の預託金	0
営業投資有価証券	8,601
トレーディング商品	361
商品有価証券等	361
約定見返勘定	776
信用取引資産	15,810
信用取引貸付金	15,528
信用取引借証券担保金	281
立替金	176
顧客への立替金	174
その他の立替金	2
その他の流動資産	1,215
流動資産合計	69,488
固定資産	
有形固定資産	8,160
建物	759
器具備品	335
土地	806
賃貸不動産	6,258
無形固定資産	241
のれん	182
ソフトウェア	31
その他	27
投資その他の資産	26,815
投資有価証券	24,791
退職給付に係る資産	1,067
その他	959
貸倒引当金	△3
固定資産合計	35,217
繰延資産	
創立費	1
開業費	16
繰延資産合計	17
資産合計	104,723

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
トレーディング商品	117
商品有価証券等	117
デリバティブ取引	0
信用取引負債	1,791
信用取引借入金	1,115
信用取引貸証券受入金	675
有価証券担保借入金	4,800
有価証券貸借取引受入金	4,800
預り金	20,514
顧客からの預り金	18,088
その他の預り金	2,425
受入保証金	4,937
短期借入金	3,795
未払法人税等	1,212
賞与引当金	423
役員賞与引当金	27
その他の流動負債	819
流動負債合計	38,440
固定負債	
長期借入金	3,036
繰延税金負債	4,553
株式給付引当金	226
その他の固定負債	290
固定負債合計	8,107
特別法上の準備金	
金融商品取引責任準備金	146
特別法上の準備金合計	146
負債合計	46,693
純資産の部	
株主資本	
資本金	8,000
資本剰余金	8,122
利益剰余金	36,922
自己株式	△4,790
株主資本合計	48,254
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	7,391
為替換算調整勘定	85
退職給付に係る調整累計額	△19
その他の包括利益累計額合計	7,457
非支配株主持分	2,317
純資産合計	58,029
負債・純資産合計	104,723

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益		
1 受入手数料	10,176	
2 トレーディング損益	4,751	
3 金融収益	421	
4 その他の営業収益	701	
営業収益合計		16,050
II 金融費用		86
III その他の営業費用		345
純営業収益		15,619
IV 販売費・一般管理費		16,153
1 取引関係費	2,690	
2 人件費	7,990	
3 不動産関係費	1,635	
4 事務費	2,395	
5 減価償却費	454	
6 租税公課	476	
7 貸倒引当金繰入れ	△0	
8 その他	510	
営業損失		533
V 営業外収益		
1 受取配当金	1,490	
2 収益分配金	463	
3 助成金収入	0	
4 その他	102	
営業外収益合計		2,058
VI 営業外費用		
1 投資事業組合運用損	69	
2 解約違約金	10	
3 和解金	2	
4 自己株式取得費用	4	
5 その他	9	
営業外費用合計		95
経常利益		1,429

科 目	金 額	
VII 特別利益		
1 固定資産売却益	1	
2 投資有価証券売却益	3,366	
3 金融商品取引責任準備金戻入	0	
特別利益合計		3,367
VIII 特別損失		
1 固定資産売却損	69	
2 投資有価証券売却損	53	
3 投資有価証券清算損	1	
特別損失合計		123
税金等調整前当期純利益		4,672
法人税、住民税及び事業税	1,768	
法人税等調整額	37	
法人税等合計		1,806
当期純利益		2,865
非支配株主に帰属する当期純損失		35
親会社株主に帰属する当期純利益		2,901

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	8,000	8,087	35,388	△3,348	48,128
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,367		△1,367
親会社株主に帰属する当期純利益			2,901		2,901
自己株式の取得				△1,482	△1,482
譲渡制限付株式報酬		35		28	63
株式交付信託による自己株式の処分				11	11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	35	1,533	△1,442	126
2022年3月31日残高	8,000	8,122	36,922	△4,790	48,254

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日残高	9,607	—	75	9,683	534	58,346
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,367
親会社株主に帰属する当期純利益						2,901
自己株式の取得						△1,482
譲渡制限付株式報酬						63
株式交付信託による自己株式の処分						11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,216	85	△95	△2,226	1,782	△443
連結会計年度中の変動額合計	△2,216	85	△95	△2,226	1,782	△316
2022年3月31日残高	7,391	85	△19	7,457	2,317	58,029

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

アイザワ証券グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 勝 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 轡 田 留 美 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイザワ証券グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイザワ証券グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の企業結合等関係に記載されているとおり、会社は2021年2月12日開催の取締役会及び2021年6月25日開催の株主総会の決議に基づき、2021年10月1日付で会社を分割会社とする会社分割を実施し、持株会社体制へ移行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類または当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正または誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去または軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現金・預金	723
前払金	97
前払費用	53
未収入金	16
未収収益	0
その他の流動資産	27
流動資産合計	917
固定資産	
有形固定資産	277
建物	128
器具備品	98
土地	50
無形固定資産	17
借地権	14
ソフトウェア	3
投資その他の資産	50,971
投資有価証券	4,988
関係会社株式	41,043
関係会社長期貸付金	4,500
長期差入保証金	417
長期前払費用	0
その他	25
貸倒引当金	△3
固定資産合計	51,266
資産合計	52,184

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
預り金	28
未払金	72
未払費用	7
未払法人税等	128
役員賞与引当金	23
その他の流動負債	23
流動負債合計	283
固定負債	
長期借入金	3,036
繰延税金負債	370
長期預り金	5
固定負債合計	3,412
負債合計	3,696
純資産の部	
株主資本	
資本金	8,000
資本剰余金	
資本準備金	7,863
その他資本剰余金	294
資本剰余金合計	8,157
利益剰余金	
利益準備金	3,202
その他利益剰余金	
別途積立金	26,000
繰越利益剰余金	6,826
利益剰余金合計	36,028
自己株式	△4,790
株主資本合計	47,395
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,092
評価・換算差額等合計	1,092
純資産合計	48,488
負債・純資産合計	52,184

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益		
1 経営指導料		350
2 関係会社貸付利息		40
3 受入手数料		4,886
(1) 委託手数料	2,880	
(2) 引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	6	
(3) 募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	916	
(4) その他の受入手数料	1,083	
4 トレーディング損益		2,525
5 金融収益		214
営業収益合計		8,018
II 金融費用		44
純営業収益		7,974
III 販売費・一般管理費		8,374
1 取引関係費	1,294	
2 人件費	4,216	
3 不動産関係費	978	
4 事務費	1,100	
5 減価償却費	317	
6 租税公課	218	
7 貸倒引当金繰入れ	0	
8 その他	248	
営業損失		400
IV 営業外収益		
1 不動産賃貸料	55	
2 受取配当金	1,459	
3 収益分配金	94	
4 助成金収入	0	
5 その他	54	
営業外収益合計		1,665
V 営業外費用		
1 支払利息	5	
2 投資事業組合運用損	113	
3 解約違約金	10	
4 和解金	1	
5 自己株式取得費用	4	
6 その他	0	
営業外費用合計		135
経常利益		1,129

科 目	金 額	
VI 特別利益		
1 固定資産売却益	1	
2 投資有価証券売却益	2,023	
3 金融商品取引責任準備金戻入	0	
特別利益合計		2,024
VII 特別損失		
1 固定資産売却損	69	
2 投資有価証券清算損	1	
特別損失合計		70
税引前当期純利益		3,084
法人税、住民税及び事業税	767	
法人税等調整額	22	
法人税等合計		790
当期純利益		2,293

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本												自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備 金	利益剰余金					利益剰余 金 合計			
		資本準備 金	その他 資本剰余 金	資本剰余 金 合計		修繕 積立金	固定資産 圧縮積立金	買換資産土 地圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
2021年4月1日残高	8,000	7,863	258	8,121	3,202	3,000	529	1,270	23,000	4,100	35,103	△3,348	47,876	
当事業年度中の変動額														
剰余金の配当										△1,367	△1,367		△1,367	
当期純利益										2,293	2,293		2,293	
修繕積立金の取崩						△3,000				3,000	—		—	
固定資産圧縮積立金の積立							0			△0	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩							△529			529	—		—	
買換資産圧縮積立金の積立								1		△1	—		—	
買換資産圧縮積立金の取崩								△1,271		1,271	—		—	
別途積立金の積立									3,000	△3,000	—		—	
自己株式の取得												△1,482	△1,482	
譲渡制限付株式報酬			35	35								28	63	
株式交付信託による自己株式の処分												11	11	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）														
当事業年度中の変動額合計	—	—	35	35	—	△3,000	△529	△1,270	3,000	2,725	925	△1,442	△481	
2022年3月31日残高	8,000	7,863	294	8,157	3,202	—	—	—	26,000	6,826	36,028	△4,790	47,395	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	9,215	9,215	57,092
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,367
当期純利益			2,293
修繕積立金の取崩			—
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
買換資産圧縮積立金の積立			—
買換資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
自己株式の取得			△1,482
譲渡制限付株式報酬			63
株式交付信託による自己株式の処分			11
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）	△8,122	△8,122	△8,122
当事業年度中の変動額合計	△8,122	△8,122	△8,603
2022年3月31日残高	1,092	1,092	48,488

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

アイザワ証券グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 勝 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 轡 田 留 美 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイザワ証券グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の企業結合等関係に記載されているとおり、会社は2021年2月12日開催の取締役会及び2021年6月25日開催の株主総会の決議に基づき、2021年10月1日付で会社を分割会社とする会社分割を実施し、持株会社体制へ移行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等または当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正または誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去または軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

アイザワ証券グループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 本 聡 ㊟

常勤監査等委員 佐 藤 光太郎 ㊟

監査等委員 花 房 幸 範 ㊟

(注) 常勤監査等委員山本聡及び監査等委員花房幸範は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal blue or grey lines across its entire width, typical of notebook paper. The lines are uniform in thickness and spacing, providing a guide for writing. There are no margins, text, or other markings on the page.

トップメッセージ

持株会社体制のもと、 質の高いサービスを提供する 総合金融サービスグループを 目指します。

代表取締役社長 兼 社長執行役員CEO

藍澤 卓弥



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルスの感染により影響を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
株主の皆様のご健康を祈念いたします。

新型コロナウイルス感染の世界的な広がりに早くも2年が経過しました。
これまで各国が感染拡大防止のためワクチン接種を進めてきましたが、その回数や対応速度は、各国の景気回復にまで影響を及ぼしています。
またロシアのウクライナ侵攻や世界インフレ、各国の金融政策変更等を要因とする金融市場への影響により、世界経済は不安定の中で混迷を極めています。

国内では、総理大臣が交代、コロナ禍で激動する世界情勢の影響により、あらゆる商品の値上げが相次ぎ、景気回復に向け、Go To トラベルをはじめとする国や自治体による各種施策が待たれている状況です。

他方、新型コロナウイルス感染は収束の兆しが見えるものの、今後は、withコロナの経済政策にシフトしていくことが予想されます。

当社におきましても、コロナ禍の影響は無視できず、お客様とのコミュニケーションが不可欠なファイナンシャルアドバイザー業務では、電話やその他ツールを駆使し、お客様の不安を少しでも払拭できるように努めました。

また在宅勤務や社内DX化等テレワークの導入が加速したことにより、働き方改革の推進が図られる結果となりました。

◆ 前中期経営計画の総括/振り返り

創業100年を経て、2019年から取り組んだ「(前) 中期経営計画 Design Next 100 ~証券会社の、その先へ~」は、約3年の間に当初の計画をほぼ遂行しました。最終年度の昨年は創業地であった本店を移転し、子会社を再編して持株会社体制に移行する等、従来の価値観に捉われない、新しい価値観を自らの手で創り出すという決意を実行に移し、前期末でその役割を終了しました。

前中期経営計画では一部未達のセクションがあるものの、当社が掲げる“資産形成ビジネスへのシフト”は、投資一任運用サービス（スーパーブルーラップ、ブルーラップ、ファンドラップ）の契約資産の増加に顕著に表れており、また、あすかアセットマネジメント株式会社並びにあけぼの投資顧問株式会社の子会社化や独立系のファイブスター投信投資顧問株式会社との資本業務提携締結等によってブローカレッジビジネスから資産形成ビジネスへの事業基盤シフトが着実に進められています。

同様に“顧客基盤の拡大”では、当初目標の預り資産（1兆6,700億円）には届きませんでしたが、新たにIFAビジネス本部を立ち上げ、プラットフォームビジネスへの取組みを開始、“ストック収益拡大”では、固定費カバー率が目標値（30%）に届かないものの、計画当初から格段にアップし、目標値手前（27.1%）まで伸長、“人材開発”では、働きがいのある会社を目指し、CDP（キャリア・デベロップメント・プログラム）を導入し、「社員本人がどうなりたいか」という思いを会社が共有し、中長期的な視点で育成していく施策を実施。また、グループ内企業間での人事交流や女性活躍推進をうたう“えるぼし認定”を取得する等、計画に基づき、社内外において各種施策を実施してまいりました。

新中期経営計画と今後の展望

今期2022年4月からは、新たに「中期経営計画 Define Next 100 ～もっとお客様のために～」を策定しました。本計画の根底にあるものは、当社目線を排し、徹頭徹尾お客様目線で行動することが当社利益を最大化する、という感覚の醸成と行動様式の確立です。決して目に見えないこれらをグループ全社員が常に保持できるよう徹底してまいります。

他方、国（政府）が推進する“貯蓄から資産形成”を具現化すべく、その一役を担うことは、資産形成ビジネスの確立を目指す当社にとって、当然の使命であると考えます。

サステナブルな未来を見据え、経営理念「より多くの人に証券投資を通じ より豊かな生活を提供する」に基づいた行動により、5つの基本方針に集約した各施策をグループ企業全社で実践してまいります。

「新中期経営計画」では、全てのステークホルダーに提供する価値の最大化を目指すべく、5つの基本方針を定め、各種施策に取り組んでまいります。（※詳細は次のページをご覧ください。）

- 【基本方針】
1. 徹底的なお客様目線
 2. ブローカレッジビジネスから資産形成ビジネスへ
 3. プラットフォームビジネスの拡大
 4. グループ連携の強化（総合金融サービスグループ化）
 5. サステナブルな未来の実現を目指す

数値目標としては、連結業績でROE目標8%以上をベースとし、金融商品取引事業（証券事業）で預り資産2兆円以上、固定費カバー率を50%以上（月次達成目標）としました。また利益還元（配当）につきましては、株主の皆様満足いただくよう、前中期経営計画から引き続き、総還元性向を50%以上、うち配当として、株主資本配当率（DOE）2%程度を上回る水準といたしました。

東証プライム市場への移行

当社は今期より東京証券取引所一部市場からプライム市場に移りました。プライム市場では、業績向上にとどまらず、より高いガバナンス基準や投資家との建設的な対話の実践、持続的な成長や中長期的企業価値の向上への積極的な取り組みが求められます。

当社におきましては、引き続き、更なる業容の拡大のみならず、ガバナンス体制を強化し、投資家との積極的な対話を推進してまいります。

さらにサステナビリティへの取組み等を通じ、総合金融サービスグループとして株主の皆様をはじめ、お客様や取引先の皆様、またグループ社員等のステークホルダーに対して100年前から変わらぬ気持ち（精神）で、信頼を獲得し、提供する価値を最大化するよう企業価値向上に取り組んでまいります。

経営理念

より多くの人に証券投資を通じ
より豊かな生活を提供する

ビジョン

「豊かな生活＝将来への希望」を具体的な形とし、お客様に希望を届けるHope Courier（ホープクーリエ：希望の宅配人）となる

ミッション

資産形成を通じて、中間層（資産形成層）の方々を生活の不安から解放し、希望にあふれるこの国の未来を彼らが創造するための後押しをする

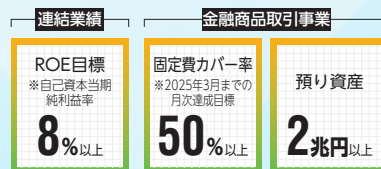
中期経営計画

基本方針

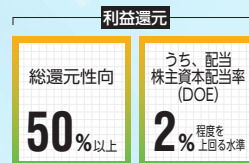
- ・ 徹底的なお客様目線
- ・ ブローカレッジビジネスから資産形成ビジネスへ
- ・ プラットフォームビジネスの拡大
- ・ グループ連携の強化（総合金融サービスグループ化）
- ・ サステナブルな未来の実現を目指す

数値目標

KPI 2024年度達成目標



その他目標



Define Next 100



もっとお客様のために
(2022年4月～2025年3月)

※詳しくはこちら▶▶
<https://www.aizawa-group.jp/company/plan.html>



中期経営計画の基本方針

徹底的なお客様目線

全役職員が「お客様のために」という意識を持ち続ける企業風土にまで昇華させることを目指してまいります。

重点施策



顧客本位の
業務運営



手続きの見直し



店舗運営



商品・サービスの
開発



DXによる
営業手法改革

ブローカレッジビジネスから資産形成ビジネスへ

他社との差別化を図り、当社の優位性をアピールして、資産形成ビジネスの確立に向けて取り組んでまいります。

重点施策



ストック商品の
残高増加



店舗戦略の見直し



相続・資産承継支援の
強化



評価制度の変更



お客様への
接触頻度の向上

プラットフォームビジネスの拡大

証券系IFAにとどまらず、保険代理店や一般事業会社とも契約をすすめ、当社グループのプラットフォームビジネスの裾野を広げてまいります。

重点施策



IFA業者の獲得



サポート体制の整備



コンプライアンス体制
の整備



金融機関連携の
強化



GBA型ラップサービスの
展開

グループ連携の強化（総合金融サービスグループ化）

2021年10月より持株会社体制に移行しました。当社グループの祖業である金融商品取引事業を中心として、連携を強化することでお客様に対してより質の高いサービスを提供することを目指してまいります。

重点施策



密接な情報交換と
営業連携



多様な人材の育成



リスク管理の
強化

サステナブルな未来の実現を目指す

当社グループは、サステナビリティへの対応を重要な経営課題として捉えています。成長性のある企業の資金調達や個人の資産形成を支えることで、社会に貢献し、サステナブルな未来の実現を目指してまいります。

重点施策



気候変動への
対応



環境問題への
取組み



地域社会への
貢献



金融リテラシー
教育

サステナビリティ基本方針

私たちアイザワ証券グループは、経営理念のもと、お客様を思う気持ちを第一に尊重し、社員一人ひとりが地域社会の活性化に取り組み、貢献してまいります。また、総合金融サービスグループとして、成長性のある企業の資金調達や独自の金融商品・サービスの開発、個人の資産形成を支えることで社会に貢献し、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指してまいります。

TOPICS

第102期の主なトピックス

(2021年4月～2022年3月)

4月1日 IFA関連

【アイザワ証券】

プラットフォームビジネスの強化を図り、
IFAビジネス本部を設置

4月1日 IFA関連

ライフデザインパートナーズ株式会社を設立

6月25日

監査等委員会設置会社へ移行

7月29日

【アイザワ証券】

ゴールベースアプローチ型ラップサービスの
提供を決定

8月2日

本社移転

本社を東京都中央区日
本橋から東京都港区東
新橋（汐留）へ移転

【本社所在地】

東京都港区東新橋一丁
目9番1号
東京汐留ビルディング



9月10日 IFA関連

【アイザワ証券】

マニユライフ・ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社
と金融商品仲介業に関する業務委託契約を締結

マニユライフ・ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社

所在地 東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー37階

代表者 代表取締役 鈴木 健太郎

事業内容 生命保険の募集に関する業務/損害保険代理業務/
金融商品仲介業/確定拠出年金の紹介・取次業務/
その他上記に関する附帯業務

株主 マニユライフ生命保険株式会社 100%

9月1日

【アイザワ証券】

株式会社アイگرانと事業所内保育施設
の共同利用に関する協定締結

株式会社アイگران

所在地 広島県広島市西区庚午中1-7-24

代表者 代表取締役 橋本 雅文

事業内容 保育サービス事業

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月1日

持株会社体制へ移行

「アイザワ証券グループ株式会社」スタート！



10月1日 IFA関連

ライフデザインパートナーズ株式会社が生命保険の募集業務を開始

10月4日

【アイザワ証券】

投資初心者向けお助けサイト オウンドメディア
『ゼロから学べるアイザワ投資大学』を開設
※54ページをご覧ください。

10月14日

【アイザワ証券】

TOKYO PRO MarketのJ-Adviser
資格を取得

10月

11月12日

新市場区分における「プライム市場」の選択申請

2022年4月4日より株式会社東京証券取引所が新市場区分に移行。
当社は「プライム市場」上場維持基準に適合していることを確認し、
選択申請しました。

12月1日

統合報告書を発行

投資家を中心としたステークホルダーの
皆様に当社の持続的な価値創造に向け
た取組みをご理解いただくため、新たに「統合報
告書」を作成しました。
アイザワ証券グループの
ホームページで公開して
います。


https://www.aizawa-group.jp/ir/library/integrated_report.html

12月6日 IFA関連

ライフデザインパートナーズ株式
会社が金融商品仲介業務を開始

3月

2月

1月

12月

11月

2月14日

【アイザワ証券】 山口支店を開設

包括的業務提携先である株式会社西京銀行との共同店舗として、同
行山口支店内に山口支店（旧山口コンサルティングプラザ）を開設
しました。「銀証共同店舗」は新下関コンサルティングプラザ、周
南支店、徳山コンサルティングプラザに続き4店舗目となります。

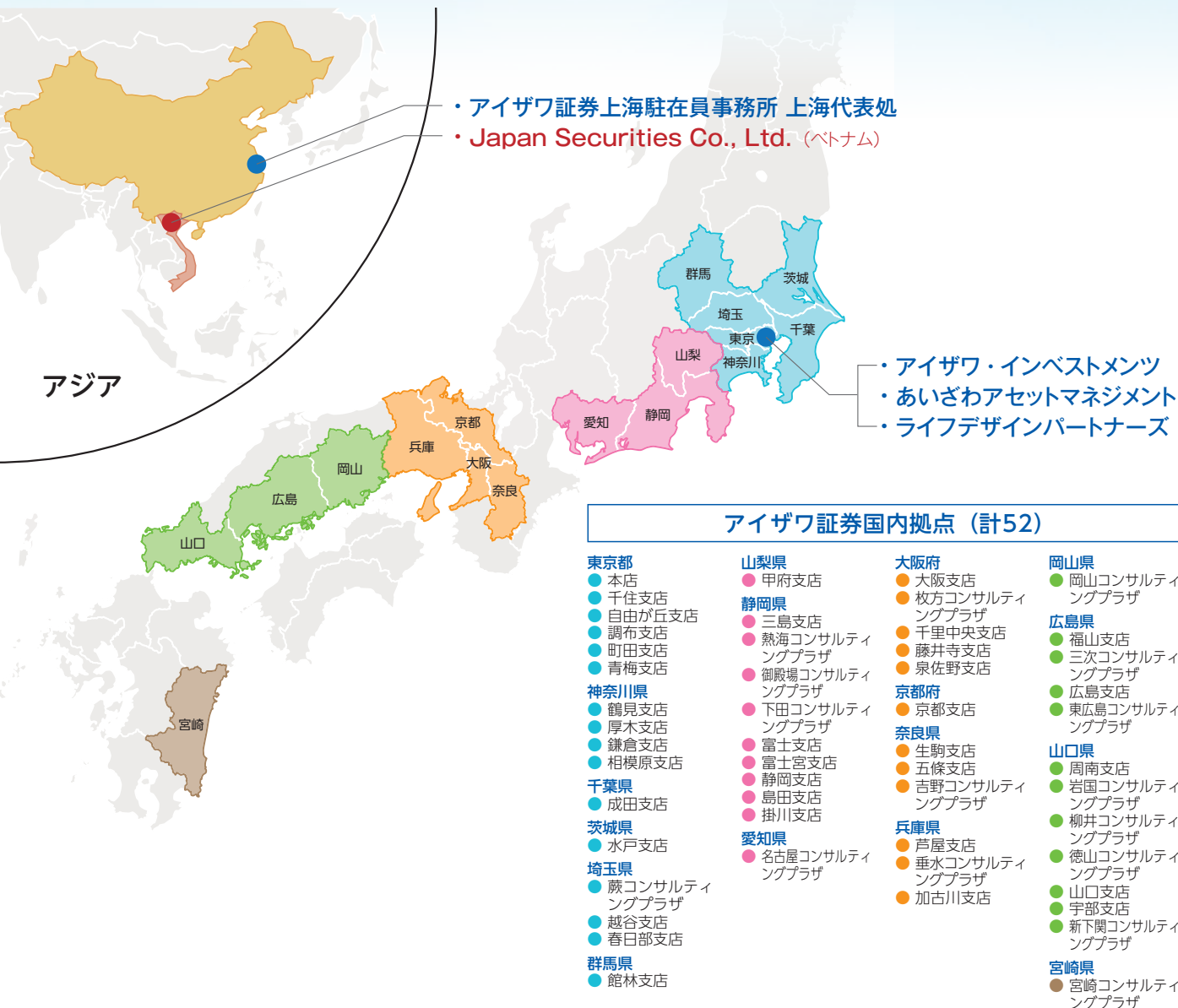
自己株式の取得

資本効率の向上と株主還元の充実を図り、機動的な資本政
策を遂行するため、自己株式の取得を行っています。

取得期間	2021年3月1日～2022年1月14日
取得した株式の 種類及び総数	普通株式 1,500,000株 (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合3.7%)
取得期間	2022年2月1日～2023年1月31日
取得し得る株式の 種類及び総数	普通株式 1,000,000株（上限） (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合2.6%)
取得価格の総額	12億円（上限）

グループ拠点

(2022年6月3日現在)



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場
証券コード	8708
公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL https://www.aizawa-group.jp/
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031
(URL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/

株式に関するお手続きのご案内

住所変更、単元未満株式の 買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社等にお申出ください。

なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

アイザワ証券SNS公式アカウントのご案内

LINE



アジア情報を中心に
配信しています。
右のQRコードまたは、
「@aizawa」で
検索してください。

Twitter



キャンペーンや
各種最新情報を
配信しています。
右のQRコードまたは、
「@aizawa1918」で
検索してください。

オウンドメディア『ゼロから学べるアイザワ投資大学』

アイザワ証券がオウンドメディアを開設！
投資初心者向けの読み物を充実させ、証券
投資の基礎から国内では入手しづらいアジア
の現地情報まで、幅広い投資情報を集約した
WEBサイトです。



<https://aizawasec-univ.jp/>

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区東新橋1-6-3

ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留 25階

本社移転により、開催場所が前回と異なりますので、お間違えないようご注意ください。



会場への交通機関

- JR「新橋駅」汐留口 ……………徒歩 3分
- 都営地下鉄浅草線「新橋駅」 ……………徒歩 3分
- 都営地下鉄大江戸線・ゆりかもめ「汐留駅」 ……………徒歩 1分
- 東京メトロ銀座線「新橋駅」 ……………徒歩 5分

駐車場の用意はいたしておりませんのでお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年においても株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

アイザワ証券グループ株式会社

〒105-7307

東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング

TEL.03-6852-7744

www.aizawa-group.jp